

昭和二十五年七月二十八日受領  
答 弁 第 二 九 号

(質問の 二九)

内閣衆質第二九号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出占領基地と軍事基地並びに占領目的と軍事行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出占領基地と軍事基地並びに占領目的と軍事行動に関する質問に

対する答弁書

一、二 軍事基地については本会議における答弁によつて御承知願いたい。

施政方針演説にある通り「わが国としては可能なる範囲において」国際連合の措置に「協力することは極めて当然である」。

三 占領の基本目的は、ポツダム宣言及び極東委員会の降伏後の対日基本政策にある通り、要するに日本の非軍事化及び民主化にあると考えている。

占領目的と、米軍の日本国内における軍事行動との関係については、政府において判定の限りでない。

政府としては占領軍最高司令官の発する命令には服従する義務がある。

右答弁する。